Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 29 年 6 月 26 日 海事局 海洋·環境政策課

## 国際海事機関、国際海運の温室効果ガス(GHG)削減戦略を審議開始

~ 国際海事機関第71回海洋環境保護委員会の開催について ~

国際海事機関 (IMO) は、平成 29 年 7 月 3 日から 7 日まで、第 71 回海洋環境保護委員会 (MEPC71) を英国ロンドンで開催します。

今次会合では、国際海運における今後の GHG 排出削減対策を包括的に定める GHG 削減戦略の策定に向けた審議が本格的に開始される予定です。

1. 今次会合の主要な審議事項は以下のとおりです。

## (1) 国際海運からの温室効果ガス (GHG) 削減戦略

IMOでは、2013年に船舶から排出される温室効果ガス(GHG)削減対策として、<u>新</u> 造船のGHG排出性能を段階的に強化する規制を他の輸送モードに先だって導入</u>する 等積極的な取り組みが行われています。

昨年10月のMEPC70では、IMOにおけるGHG排出削減に向けた今後の取組を包括的に定める $\frac{GHG削減戦略を2018年までに策定することが合意}{0}$ されました。さらに、そのための具体的な作業スケジュールを定めたロードマップが決定されました。

今次会合では、上記ロードマップに従い、IMOにおけるGHG削減戦略の策定に向けた審議が本格的に開始され、国際海運におけるGHG削減目標、経済的手法(燃料油課金や排出権取引制度)、化石燃料に代わる低炭素代替燃料の導入促進等について包括的な検討が行われる予定です。

## (2) バラスト水処理設備の設置期限

船舶バラスト水規制管理条約の発効(本年9月8日)に伴い、外航船舶は、原則、IMOにおいて定められたスケジュールに則り、バラスト水処理設備を設置する必要が生じます。今次会合では、当該スケジュールについて最終審議が行われ、<u>現存船への設置</u>期限を条約発効後5年以内とするか7年以内とするか決定される予定です。

## (3) 船舶燃料油の硫黄分規制における不正防止対策

2020年より、船舶からの硫黄酸化物 (SO<sub>X</sub>) 排出の規制値 (現行3.5%) が0.5%以下に強化されます。今次会合では、この規制に違反する<u>燃料油の不正使用の防止策</u>や<u>燃料油の国際規格化 (ISO)</u>等の進め方について検討が行われる予定です。

- 2. 今次会合への我が国の主な提案文書は以下のとおりです(合計11文書を提出)。
- (1) GHG削減戦略の策定に向け削減目標や燃料油課金制度の検討を提案
- (2) 低炭素代替燃料の導入促進に向けたIMO調査実施を提案
- (3) バラスト水処理設備の設置期限問題に関する早期妥結を呼び掛け

<問合せ先>

代表 03-5253-8111

海事局 海洋・環境政策課 今井・岩城・谷倉

内線:43921、43923、43927

直通:03-5253-8636 FAX: 03-5253-1644 直通:03-5253-8266 FAX: 03-5253-1549